

## 「心の復興」事業の対象事業として必要な点

### 1. 被災者自身が主体的・継続的に参画し、活動する機会の創出を図る取組であること。

被災者自らが事業の取組の企画・運営に携わるなど、一過性のものではなく、継続的かつ主体的に取り組むことによって、復興事業が終了した後も、被災者による自主的な活動へ繋げていくことを促すもの。

### 2. 被災者の生きがいがづくりの効果が期待される取組であること。

- (1) 取組内容及び参加人数（①災害公営住宅等、②被災者、③避難先地域の住民）、特に閉じこもりがちな高齢被災者の参加人数等から、心の復興（人と人とのつながりや生きがいがづくり）の効果が期待できるもの。
- (2) 同様の取組を過去に行っている場合（継続事業）、その事業実績から（1）の効果が十分に確認できるもの。

### 3. 費用対効果の観点から妥当な取組であること。

- (1) 上記2. の取組内容及び参加人数等を勘案した事業の効果
- (2) 活動頻度（参加実人数などから推計）  
などを踏まえ、事業を総合的に評価した費用対効果の観点から、妥当な取組であると判断できるもの。

### 4. 被災自治体や避難先地域と連携して実施される取組であること。

- (1) 被災自治体や避難先地域の行政機関や民間団体などとの連携が取れているもの。
- (2) 事業実施地域において、「心の復興」事業として効果的な取組であると見込まれるものとして、関係自治体が判断したもの。

### 5. 事業終了後も実施地域において、参加被災者によって普及、展開の可能性が見込める取組であること。

6. 申請事業を適切に実施できるスタッフ、体制を有している法人・団体が行う取組であること。

7. 経費の積算が適正であり、事業の適切な執行が期待できる取組であること。

8. 対象外となる取組の例

- (1) 一般的な行政ニーズに対応していると判断される取組
  - ・ 実施地域における子育て、青少年健全育成、介護、障害者支援など被災地に限らず一般的な課題としてとらえられる行政ニーズに対応する取組
- (2) 他の施策で対応が可能である取組
  - ・ 被災者支援総合交付金の別メニューや他の補助金の対象として実施することが適切と判断される取組
- (3) 個々の被災者の相談対応等といった活動にとどまる取組
  - ・ 高齢者等を対象とした見守り支援や傾聴などといった個々の被災者の相談等に対応する活動にとどまると判断される取組
- (4) 事業内容が「心の復興」事業の目的に適さない取組
  - ・ 主体的な参画を促すものではなく、サービスの提供に留まる場合
  - ・ 一過性の取組のみを実施する場合
  - ・ 施設・場所の提供のみに留まる場合
  - ・ 印刷物の製作・配布等が主な取組となる場合
  - ・ カフェ等の運営を行うのみで、被災者が参画する機会の創出に欠けると判断される場合